

## 第25回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年7月31日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

|           |           |           |            |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1番 一柳 泰徳  | 2番 朝日 貴光  | 3番 西良 利彦  | 4番 前原 良行   |
| 5番 金西 章   | 6番 原 美智子  | 7番 島田 正明  | 9番 樋富 美行   |
| 10番 山越 典子 | 11番 賀出 勝也 | 13番 服部 雅基 | 14番 川瀬 益栄  |
| 15番 船越 康博 | 16番 井村 美江 | 17番 森 博之  | 18番 村岡 宇都美 |
| 19番 青木 正廣 |           |           |            |

(農業委員の欠席者)

8番 豊田 泉朱 12番 増井 道宏

(農地利用最適化推進委員の出席)

|          |          |          |           |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1区 桑村 善彦 | 2区 前島 義夫 | 3区 松本 雅史 | 5区 宮田 芳和  |
| 5区 塚井 威史 | 6区 雲井 正博 | 7区 森吉 憲三 | 7区 徳山 守   |
| 8区 手塚 博  | 9区 濱田 武志 | 9区 吉成 秀明 | 10区 里村 雅博 |

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

3区 中西 信之 4区 柳生 敬治 6区 市山 賢光 10区 宮城 仁

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積等促進計画(一括)について」

議案第4号「非農地証明願について」

報告

報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

報告第4号「農地法第43条第1項の規定による届出について」

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第25回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、9番樋富美行委員、17番森博之委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、8番豊田委員、12番増井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数3件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

整理番号1番と2番は、譲渡人が同じ方で、譲受人も一部重なっており、申請の状況も同様の内容となりますので、農地の場所は違いますが、併せて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号1番は、田2筆、合計面積910㎡、整理番号2は、田1筆、面積1,501㎡で、双方とも労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人は、〇〇に住んでおり、小松島市へ戻ってくる見込みもなく、財産を処分したいという考えのもと、譲受人へ農地を贈与することとなり、この度の農地法第3条許可の申請に至りました。

なお、譲渡人には、事情があり、成年後見人の方が選任されております。成年後見人とは、認知症や精神障がいなどにより、ご自身で判断することができない、判断能力のない方に代わって、財産の管理や保護、処分などの手続きを行うために、裁判所が選任している方となります。ご家族のほか、弁護士、司法書士などの法律の専門家の方が選任されていることもございます。事務局から、この成年後見人の方に、今回の3条申請による贈与について、意思を確認しております。

また、議案書の譲渡人の表記につきましては、手続きによっては、成年後見人と連名で申請する場合もございますが、今回、譲渡人単独で、3条許可書を交付しても差し支えないということを経済局で確認しておりますので、後見人が選任されていることがわかりづらいのですが、申請書に合わせて、議案書も単独での記載とさせていただきます。

次に、整理番号1番の譲受人は、3名いらっしゃいますが、上から、娘さん、父、母となり、実の親子でございます。整理番号2番は、娘さんが単独で申請されております。現在、農地を所有しているのは、娘さんのみとなりますが、ご両親も耕作を手伝っており、それぞれの農作業歴は、15年から30年ほどあるそうです。通作距離については、娘さんは住所が〇〇ですが、〇〇の

ご実家を拠点として耕作を行っているとのことで、実家からの距離を記載しています。農業用機械についても、実家で所有している機械を使用するとのことです。

最後に、補足ですが、整理番号1番は、親子3名で、整理番号2番は、娘さん単独での農地取得の申請となりますが、複数と単独での申請理由について聞き取りを行ったところ、整理番号1番の農地は、市街化区域内農地であり、贈与税の金額が高くなることを見込まれるため、3人での共有での所有とすることで、贈与税の軽減を図っているとのことでした。農作業については、どちらも家族で協力して行う予定とのことです。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、整理番号1番、2番ともに、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われまます。

なお、整理番号2番の担当の豊田委員さんは本日欠席ですので、事前にご意見をお伺いしたところ、譲受人が〇〇在住ということをごにされておりましたが、事務局より、ご実家のことを説明しましたので、それであれば特に問題はないということでございました。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

整理番号1番及び2番をまとめて説明していただきました。

それでは、整理番号1番の担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 5番 金西委員

はい。失礼します。整理番号1番について、現地を見てきました。草が境目がわからないくらいに生えておりました。この後の審査、どうぞ宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番について、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可いたします。

次に、整理番号2番については、豊田委員からは特に問題がないということでした。

それでは、整理番号2番について、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。  
整理番号2番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。  
引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号3番、田3筆、合計面積1,074㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人と譲受人は、姉と弟の関係であり、申請地は譲渡人の所有となっていました。実際は近隣に住む譲受人が管理を続けてきました。譲渡人は市外で生活しており、小松島市へ戻る見込みもないことから、管理している譲受人へ所有権を移転するという話になり、この度の農地法第3条許可の申請に至りました。

譲受人は農作業歴が20年以上あり、農業用機械については、トラクターは自己所有ですが、田植え機、コンバイン等は、市内の認定農業者である〇〇さんから借りて作業を行っているとのこと。耕作も手が回らないときは、〇〇さんに手伝ってもらっているそうですが、ほとんどは、譲受人がしていると聞いております。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われま。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当は私になりますので、補足させていただきます。

現地を確認しました結果、問題ないと思っておりますので、宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号3番の採決に移ります。

整理番号3番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号3番は、原案どおり許可といたします。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

#### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

譲渡人は計3名、筆数は4筆、合計転用面積3,265㎡、転用目的は太陽光発電施設でございます。

譲受人は、〇〇に存在する〇〇といい、過去に小松島市内で太陽光発電施設の申請のあった事業所でございます。

申請地は〇〇より東へ約120mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、農用地区域外であることから除外を行う必要のない場所でございます。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されることから太陽光発電施設の設置は可能でございます。

この申請人は、太陽光発電施設の建設を計画し適地を探しており、また、譲渡人の3名はそれぞれ相続により土地所有者となりましたが、高齢により耕作ができず後継ぎもなく有効利用してくれる人を探していたことから、双方の利害が一致しました。そこで、協議を重ねた結果、譲受人が山際であることから太陽光発電にとって日照時間が若干少ないものの採算がとれる場所であると判断したことにより、この度所有権移転の5条申請に至りました。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、盛土、切土など造成は行わないことから周囲への支障はないものと考えます。

排水については、上水道は設けず雨水については営農を行っていた際設置した既存の水路により排水され、水路の管理について掃除の邪魔にならないようパネルを配置し、常に掃除を行うとしています。

田であった申請地については、転用について問題がない旨の意見書が土地改良区より提出されており、畑については、土地改良区に所属していなかったということです。

転用を行うために必要な資力については、自己資金で行うとのことで金融機関の残高証明書が添付されています。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、事務局としましては整理番号1番の案件を許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

なお、本案件は3,000㎡を超える大規模案件であることから、会長、担当委員、徳島県農業会議の事務局、近隣の農業委員会会長による現地調査を行った上で、徳島県農業会議常設審議委員会に諮ることになっております。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の山越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 10番 山越委員

担当の山越です。現地の確認をしたところ、問題はないと思いますので、ご審議のほど宜しく  
お願いいたします。

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、許可相当との意見を付して、県へ進達する  
ことといたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、事務局より説明をお  
願いします。

### 事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、申請件数は10件、20筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、権利の設定をする者、権利の設定を受ける者、権利の設定をする農用地を朗読

農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）につきましても、地域計画の策定  
後、小松島市では、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条  
第11項の規定により、農業委員会が徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）に計画作成  
の要請を行うことになっております。

今月の案件もすべて一括方式、以前の利用権でいうところの相対契約、となります。

公社に、促進計画の作成を要請するに当たり、支障がないかどうかの判断基準といたしまし  
て、機構法第18条第5項に規定がございますが、これは受け手の経営形態によって、基準が変  
わりまして、今月の受け手は、農地所有適格法人、個人経営の農業者となります。5ページから  
の一覧表をご覧くださいと、〇〇さんや〇〇さんのほか、17番、18番の〇〇さんも農地  
所有適格法人となります。農地所有適格法人の場合の判断基準は、耕作又は養畜の事業に供すべ  
き農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、でございま  
す。また、個人の農業者の場合は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用

して耕作又は養畜の事業を行うと認められることと耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、となります。

今月の案件の受け手の方は、1番から15番までは、認定農業者で、地域計画にも位置付けられた農業者、法人の方々になりますので、基準を満たしているものと考えております。16番以降の耕作者に関しては、認定農業者等ではなく、地域計画に位置付けられている耕作者でもございませんが、添付書類により確認したところ、耕作面積、農作業従事日数、農機具の所有状況などの内容から、基準を満たしていると思われまますので、公社に促進計画の策定を要請したいと考えております。

なお、促進計画の策定に当たり、地域計画内の農地は、市農林水産課に地域計画に支障がないかということで意見を聴取する必要がございますので、事務局より、事前に照会し、支障はないとの回答を得ております。

補足ですが、16番の方は、17番及び18番の法人の代表者の方で、〇〇で漬物の生産、販売の事業を営んでおり、〇〇で事業を展開するため、もともと漬物工場として営業されていた〇〇さんを事業継承いたしました。このことから、漬物の材料であるウリを近くの農地を借りて栽培したいということで賃貸借の権利を設定することになりました。そのため、代表者の方は、住民票上は、〇〇のままですが、耕作のため行き来しており、耕作上の支障はないものと思われまます。

それでは、促進計画の作成の要請について、ご審議をお願いいたします。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移ります。  
農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。  
以上で議案第3号を終了いたします。  
引き続き、議案第4号「非農地証明願について」、審議をいたします。事務局より、説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

議案書の7ページをお開きください。  
議案第4号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

#### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。

田1筆、面積58㎡、宅地としての非農地証明願になります。

この土地は平成12年に現在の所有者である姉妹が相続により2分の1ずつ相続しましたが、それぞれ住居があり長年空き家となっていました。姉妹はこの土地の売却を検討し調べたところ、庭の部分が田であったことが確認されたことから、この度の非農地証明願の提出となりました。

申請地は、隣接する家屋を約40年前に建設した際、合わせて庭にし現在に至っております。

一定年数以上、農地として使われていなかったことにつきましては、平成16年3月10日付けの国土地理院の航空写真において確認できています。

このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である金西委員、桑村委員には事前にご確認いただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

#### 議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 5番 金西委員

はい。議案第4号の整理番号1番については、私の倉庫のすぐそばですので、日に日に見て通っております。私が見たところ、現在はすでに宅地になっておりますので、やむを得ないと思いますので、ご審議宜しくお願ひします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番の証明書の交付について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番については、非農地証明を交付することといたします。

以上で議案第4号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第4号 農地法第43条第1項の規定による届出について  
議案外について事務局より報告をお願いします。

#### 事務局（次長）

それでは、議案書の8ページをお開きください。

報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」、届出件数1件、16筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、許可日、許可番号、取消願日、受付番号、受理通知日、通知番号を朗読

整理番号1番、田13筆、畑3筆、合計面積15,802.31㎡です。令和6年〇〇月総会において、後継者への部分贈与による農地法第3条の許可をしておりましたが、その後、当事者双方から申し入れがありまして、3条許可の取消願が提出されました。

事務局では、当事者から事情を聞き取ったところ、この贈与の配分について、家族から異議が唱えられたことから、家族間でよく話し合ってから、改めて、納得のいく形で贈与を進めたいということでございましたので、事務局長の専決処分により、取消願を受理いたしました。譲受人の話では、今後は、家族に理解してもらいながら、少しずつ、贈与を進めていきたいということでした。

なお、許可書については、取消に伴いお返しいただきますが、既に法務局へ提出してしまい、現在は手元にないとのことですので、今後、許可取消により法務局から返却され次第、提出するとのことです。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番、田1筆、転用面積は、934㎡のうち38.28㎡です。所有者は、〇〇の東側の市街化区域にもいくつか農地をお持ちですが、この度、それらの農地の売買の話が持ち上がりまして、その中で、トラクターを置いていた農業用倉庫を撤去することになったため、代わりに、届出地に農業用倉庫を建てることになりました。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番及び2番は関連する内容となります。もともとは、〇〇町字〇〇〇〇-〇〇の農地があり、そこから〇〇-〇〇が分筆され、今回、同時に転用届出が提出されました。整理番号2番は分譲地となりますが、ほぼ1区画分を分筆し、整理番号1番の〇〇-〇〇の住宅用地として、こちらは個人に売買いたします。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

報告第4号「農地法第43条第1項の規定による届出について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、権利の種類、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

農地法第43条第1項の規定による届出につきましては、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出とも申しまして、平成30年の法改正により、それまでは、農業用のハウスでも底面がコンクリート張りであれば、農地転用許可が必要とされておりましたが、要件を満たした場合には、届出をすれば、転用許可不要で、課税地目も農地として扱われることとなりました。

整理番号1番は、畑2筆、届出に係る面積は、1,505㎡となります。申請内容は、シイタケ栽培のための農作物栽培高度化施設の底面の一部をコンクリート等で覆うための届出となります。

〇〇町字〇〇〇〇-〇〇は父親の所有農地で、〇〇-〇〇は自己所有農地でございますが、この届出は、所有者の同意があれば可能でございますので、同意書を添付しております。

なお、今回の案件は、令和6年3月に軽量鉄骨の菌床シイタケ栽培ハウスの建設に着手し、10月に完成したものでございます。本来なら、届出が認められてからの着手でなければならいことから、始末書の提出を受けております。

農作物栽培高度化施設に該当するかどうかの基準といたしましては、1階建てであることや棟高や軒高の高さの基準のほか、施設の屋根や壁面が透過性のない素材で建てられている場合については、周辺の農地に、日影が一定時間生じないように建設しなければならないという要件があり、春分の日及び秋分の日、つまり一日の中で昼と夜の長さが概ね一致する時に、周辺農地に日影がかかる時間が2時間程度であることと定められており、このことを日影図において確認しております。

今回の施設は、透過性のない素材で建てられたため、先ほど申し上げた基準を満たしているかということを提出書類や現地を確認し、審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

報告につきましては、以上でございます。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。

何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時7分

会議録署名委員 9番 樋富 美行 委員 17番 森 博之 委員